

入札制度の改正について

入札に参加される事業者の皆様の事務的な負担を軽減し、併せて事務の効率化を図るため、次のとおり入札制度における事務の取扱いの一部を変更することとしましたのでお知らせします。

1 入札参加時に作成する書類(一部の書類を除く。)への押印廃止及び様式の見直しについて

次の(1)から(4)の書類について、作成書面への押印を廃止(不要)としました。

また、いままで工事と工事以外の入札で個別の様式を用いていた入札参加申請書を統一する等、様式類の見直しを行い、簡略化を図りました。(4月1日以降の入札に参加される場合、お手数ですがすべての様式について新しい様式を再度ダウンロードのうえ申請書等の作成をお願いします。)

(1)入札参加申請書(様式第3号)

(2)入札辞退届(様式第4号)

(3)質問書(様式第1号)

(4)事後審査関係書類(同種工事(業務)の施工実績調書(様式第6号の1及び2)、配置予定技術者調書(様式第7号の1及び2)、現場代理人の常駐義務緩和措置に関する申請書(様式1及び3のみ。))

2 電子メールによる申請書の提出について

1の改正により押印が不要となることから、次の申請書等の提出方法について、従来の方法に加え、以下の方法での「電子メールによる提出も可能」とします。

これにより、入札参加申込みの際、来庁せずに申請が可能となります。

(1)入札参加申請書(様式第3号)

事前に登録した事業者へ通知する電子メールアドレスへの提出※

(2)入札辞退届(様式第4号)

事前に登録した事業者へ通知する電子メールアドレスへの提出※

(3)質問書(様式第1号)

入札公告に記載する発注担当課の電子メールアドレスへの提出

(4)事後審査関係書類(様式第6号の1及び2、様式第7号の1及び2ほか)

落札候補者へ通知する書面に記載する電子メールアドレスへの提出

※電子メールによる入札参加申請書等の提出を希望する場合は、別紙の登録届出書により事前に各事業者の電子メールアドレスを登録していただきます。(複数の電子メールアドレスを登録することはできません。また、登録された電子メールアドレス以外からの提出はできません。)

また、申請書の提出先(市の電子メールアドレス)及び提出上の注意点等については、登録いただいた事業者に電子メールにより直接通知いたします。なお、電子メールアドレスの登録は随時可能です。

3 実施時期

令和3年4月1日以降に入札公告を行う案件から適用します(入札公告にその旨を記載します。)

なお、電子メールアドレスの登録は随時受付をします。